

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**令和4年度の保険税が減免**となります。

(※令和4年4月以降に納期限が設定された令和3年度分の保険税は、要件等により減免となる場合があります)

## 【保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(\*)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、世帯の主たる生計維持者の直近3ヶ月の収入を証明する書類（年間の収入が把握できる時期にある場合は1年間の収入を証明する書類）、確定申告書の写し、各種コロナ関係の給付金等の金額がわかる書類（振込証明書等）、国民健康保険証、印鑑が必要となります。

○**保険税の減免額**は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（ $D$ ）をかけた金額です。

**減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）**

**合計所得金額に応じた減免割合（ $D$ ）**

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

300万円以下の場合：10分の10

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（非自発的失業者）に該当する場合は、他の減免措置の適用となります。

**《令和4年度保険税減免申請期限》 令和5年3月31日**

お問い合わせ先

健康づくり推進課 国保班 47-2701